

1.はじめに

最近のアスベスト問題は労働環境問題であるとともに地域環境の問題でもあり、両者の境界が引きにくい例ですが、労働者（従業員）の生活環境の面からも経営の重要な課題となっています。

企業にとって、良好な労働条件・労働環境の確保も大切な事項です。従業員の労働条件に関しては労働基準法、又労働環境関連では取扱う物質・設備等の性状・種類による個別規制として、消防法(危険物の規制に関する規則)、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等があります。ここでは、従業員の労働環境に最も関係があると考えられる労働安全衛生法(以下安衛法と略称)を取り上げ、その要点を拾い出してみます。

2.労働安全衛生法の生い立ちと構成

この法律は従業員の労働環境、即ち安全と健康の確保と快適な職場環境の形成を目的として 1972 年に労働基準法から分離独立して制定されたもので、その主要部分は次のようになっています。

1) 事業者及び労働者の責務

第 1 章に、目的・定義と併せて事業者及び労働者の責務も規定されています(1~5 条)

事業者等の責務とは、労働者の安全と健康確保のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を目指すことが規定されています。

一方、労働者の責務としては、基準等を守ると共に、事業者に協力するよう努めねばなりません。

2) 安全衛生のための管理者等の選定

第 3 章、安全衛生管理体制(10 条~19 条の 3)では、各種の管理者等の選定について規定されています。

事業者は、業種及び規模に応じて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等を選任する必要があります。職務については、危険又は健康障害防止と措置、教育、健康診断等の管理事項が定められ、都道府県労働局長は事業者に勧告できる、とされています。

衛生管理者の選任は 50 人以上の全ての事業所で、また安全衛生推進者又は衛生推進者は 10 人以上 50 人未満の事業場で必要であり、産業医は 50 人以上の事業場で必要となります。

作業主任者は、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質、酸欠、ボイラ -、化学及び一圧設備関連等について、選任の必要性と職務が規定されています。

3) 労働者を危険と健康障害から守る措置

第 4 章では、職場の危険を無くし、健康障害を防止する為の措置が具体的に規定されています。(20 条~36 条)

健康障害の要因として、 原材料、ガス、蒸気、粉

じん、酸欠空気、病原体、放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧が規定されています。(22 条)

作業環境の整備では、採光、照明、保温、防湿等で、労働者の健康・風紀及び生命保持のための必要な措置が規定されています。(23 条)

さらに、厚生労働大臣は、事業者が適切・有効な措置を実施できるように、技術上の指針等の公表義務があり、必要な指導等を行うことができる、と規定されています。(28 条)

4) 有害物の取扱いについて

第 5 章では、第一節、機械等に関する規制(37 条~54 条の 6)のほか、第二節 有害物に関する規制(55 条~58 条)が規定されています。

製造等が禁止される物質として、黄りんマッチ、ベンジジンおよびその塩等(55 条) 製造の許可を要するものとして、ジクロロルベンジジンおよびその塩他の物質名称が指定されています。(56 条)

有害物を取扱う事業者の遵守事項では、表示等の規定のほか、文書の交付等(いわゆる MSDS の提供)が定められています。そのほか(新規)化学物質の有害性の調査・大臣へ届出、厚生労働大臣の調査指示権限、国の援助等が規定されています。(57 条関連)

特に、新たに使用される化学物質の有害性、特に染色体への影響、即ち「変異原性の有無」の調査・分析結果等から、新たな規制・遵守義務が発生します。(57 条の 3)

このように新規物質が従業員の健康に影響が出ないよう事前のチェックがなされ、事業者には調査等が義務付けられております(58 条)

5) 快適な職場環境の形成

第 6 章では、労働者の就業に当たったの措置(59 条~63 条)、第 7 章では、健康の保持増進のための措置(64 条~71 条)が定められており、事業者は有害な業務を行う屋内作業場では政令に基づいて作業環境濃度の測定を行わなければならない、また、作業環境評価基準(告示)により、管理濃度との比較で測定結果の評価方法を行うことが定められています。(65 条)この管理濃度は環境管理における環境基準に相当するものです。

3.終わりに

以上、環境の視点から労働安全衛生法のポイントを紹介しましたが、そのほかに、罰則規定や労働基準監督署による立入り検査もあります。また、法体系として上記の法の下に政令、省令(規則)/告示・指針/通達と続きますので、詳しくは法令集をご参照下さい。概略的ですが、適切で充実した環境経営を推進することに少しでも役立てば幸いです。

